

北海道エゾシカ管理計画（第6期）（素案（案））の修正について

1 第2回自然環境部会における意見等

	記載箇所・内容	修正後	修正前
1	<p><白木委員></p> <p>○記載箇所 第1章の4の(3) ウ 生物多様性への影響 (5頁、下から5行目)</p> <p>○指 摘 線路内で死亡したエゾシカを採食する希少猛禽類が列車に衝突して死亡する事故への対策についての言及が必要。</p>	<p>更に道内では、使用が禁止されている鉛弾に由来する希少猛禽類の鉛中毒が依然として発生しているほか(平成26年10月から条例により、特定鉛弾はエゾシカ捕獲の目的での所持を禁止している。)、線路内で死亡したエゾシカを採食するために飛来した希少猛禽類が列車に衝突して死亡する事故なども発生している。</p>	<p>更に道内では、使用が禁止されている鉛弾に由来する希少猛禽類の鉛中毒が依然として発生している(平成26年10月から条例により、特定鉛弾はエゾシカ捕獲の目的での所持を禁止している。)</p>
2	<p><大原委員></p> <p>○記載箇所 第2章の2の(2) ア 東部地域 【5段階の管理措置】 ①緊急減少措置 (10頁、上から5行目)</p> <p>○指 摘 「あらゆる方策を導入して」という記載では何をするのか不明なため、前段で記載されていた「各種制度の積極的な活用」のように具体的な言及が必要。</p>	<p>個体数指数が大発生水準より上回っている場合は、個体数管理が困難になることから、狩猟や個体数調整によるメスジカの捕獲を積極的に行うなど、各種制度の積極的な活用等により高い捕獲圧をかける。</p> <p>なお、現状では緊急減少措置を講ずる状況にあるが、求められる捕獲圧を大きく下回っていることから、相当程度の捕獲圧の向上が求められる。</p>	<p>個体数が大発生水準を上回る場合は、個体数管理が困難になることから、狩猟や個体数調整によるメスジカの捕獲を積極的に行うなど、あらゆる方策を導入して高い捕獲圧をかける。</p> <p>なお、第5期計画期間中は緊急減少措置にあたるが、現状では求められる捕獲圧を大きく下回っており、相当程度の捕獲圧の向上が求められる。</p>
3	<p><大原委員></p> <p>○記載箇所 第2章の2の(2) イ 北部地域及び中部地域 【4段階の管理措置】 ①緊急減少措置 (11頁、8行目)</p> <p>○指 摘 「あらゆる方策を導入して」という記載では何をするのか不明なため、前段で記載されていた「各種制度の積極的な活用」のように具体的な言及が必要。</p>	<p>個体数指数が大発生水準より上回っている場合は、個体数管理が困難になることから狩猟や個体数調整によるメスジカの捕獲を積極的に行うなど、各種制度の積極的な活用等により高い捕獲圧をかける。</p> <p>なお、現状では緊急減少措置を講ずる状況にあるが、求められる捕獲圧を大きく下回っていることから、相当程度の捕獲圧の向上が求められる。</p>	<p>個体数指数が大発生水準より上回っている場合は、個体数管理が困難になることから狩猟や個体数調整によるメスジカの捕獲を積極的に行うなど、あらゆる方策を導入して高い捕獲圧をかける。</p> <p>なお、現状は緊急減少措置にあたるが、求められる捕獲圧を大きく下回っており、相当程度の捕獲圧の向上が求められる。</p>

	記載箇所・内容	修正後	修正前
4	<p><議会意見></p> <p>○記載箇所 第2章の2の(2) ウ 南部地域(後志、渡島、檜山管内) (11頁、下から7行目)</p> <p>○指 摘 南部地域について、推定生息数を早期に公表できるよう対応するとともに、今後、個体数指数を減少に転じさせることができるような捕獲目標数の設定が必要。</p>	<p>南部地域については、平成23年度を基準年として、個体数指数の推定が可能となり、増加傾向にあることが判明したが、生息数を大きく減少させたことのない現状では、他地域と同程度の精度を有する個体数指数及び生息数の推定には至っていない。そのため、南部地域については、<u>計画期間中に生息数の増加に歯止めをかけ減少に転じさせるため</u>、高密度で生息している地域での捕獲などにより今以上の捕獲数の確保に努め、<u>今計画の早い段階で、推定生息数を踏まえたより実効性の高い捕獲目標の設定を目指すとともに</u>、計画期間中に管理水準の設定を検討する。</p>	<p>南部地域については、平成23年度を基準年として、個体数指数の推定が可能となり、増加傾向にあることが判明したが、生息数を大きく減少させたことのない現状では、他地域と同程度の精度を有する個体数指数及び生息数の推定には至っていないことから、<u>本計画では管理水準を設定しない</u>。そのため、南部地域については、高密度で生息している地域での捕獲などにより今以上の捕獲数の確保に努め、<u>計画期間中に生息数の増加に歯止めをかけ減少に転じさせ、今期計画期間中に管理水準の設定を検討する</u>。</p>
5	<p><議会意見></p> <p>○記載箇所 第2章の4の(1) ア 食肉としての活用の推進 (14頁、最終行)</p> <p>○指 摘 南部地域において有効活用の取り組みが進むよう、より具体的な言及が必要。</p>	<p>有効活用の推進に向けては、引き続き、食肉としての利用推進が重要であるが、利活用率には地域差が生じていることから、<u>さらなる利活用率の向上を目指す上で、特に北部、中部、南部地域における利活用率を向上させていく必要がある</u>。このような地域の実情を踏まえ、<u>利活用の遅れている地域においては、食肉処理施設の整備や担い手不足の解消に向けた取組を推進するとともに</u>、食肉とすることを前提とした捕獲から回収、搬入、利活用を一体的な取組とする仕組みを検証し、地域産業としての定着を図る。</p>	<p>有効活用の推進に向けては、引き続き、食肉としての利用推進が重要であるが、利活用率には地域差が生じており、北部、中部、南部地域における利活用率を向上させていく必要がある。地域の実情を踏まえ、食肉処理施設の整備を促進するとともに、食肉とすることを前提とした捕獲から回収、搬入、利活用を一体的な取組とする仕組みを検証し、地域産業としての定着を図る。</p>
6	<p><白木委員></p> <p>○記載箇所 第2章の5 (2) 交通事故対策 (17頁、4行目)</p> <p>○指 摘 線路内で死亡したエゾシカを採食する希少猛禽類が列車に衝突して死亡する事故への対策についての言及が必要。</p>	<p>また、鉄道軌道へのエゾシカの侵入により生じる列車運行の遅れなどの支障も、発生件数、箇所ともに増加傾向にあることや、<u>線路内で死亡したエゾシカを採食するために飛来した希少猛禽類が列車に衝突して死亡する事故なども発生していることから</u>、関係機関と連携し、支障発生の減少と事故発生防止に努める。</p>	<p>また、鉄道軌道へのエゾシカの侵入により生じる列車運行の遅れなどの支障も、発生件数、箇所ともに増加傾向にあるため、<u>関係機関と連携し、支障発生の減少と事故発生防止に努める</u>。</p>

	記載箇所・内容	修正後	修正前
7	<p><早稲田委員、部会長></p> <p>○記載箇所 第3章の2 (4) 地域連絡協議会の開催及び被害防止対策チームの設置 (20頁、19行目)</p> <p>○指 摘 市街地への出没対策について、「市町村を中心に」とあるが、道が主体的に関与する必要があるのではないかとある。 ヒグマ管理計画においても、「地域における保護管理施策の総合的な推進を行う野生鳥獣対策連絡協議会（仮称）への移行を目指す」としてあり、記載を揃えることで地域における市街地での道の関与を強めることができるのではないかとある。</p>	<p><u>また、地域連絡協議会について、将来的にはエゾシカのみならず、ヒグマ等、地域における保護管理施策の総合的な推進を行う野生鳥獣対策連絡協議会（仮称）への移行を目指すこととし、その検討のためにも、関係部局等との連携、情報交換に取り組む。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
統計数値等の更新	<p>第1章の1の(1) カ エゾシカ管理計画（第5期）の策定 (2頁、下から8行目)</p>	<p>また、農林業被害額も <u>40億円前後</u>と依然高水準で推移し、…</p>	<p>また、農林業被害額も <u>39億円程度</u>と依然高水準で推移し、…</p>
	<p>第1章の4の(3) ア 農林業被害の状況 (5頁、9行目)</p>	<p>これ以降、農林業被害額は減少傾向にあったが、第5期計画期間中は減少が鈍化、令和<u>2</u>年度の被害額も <u>41</u>億円と高水準にあるなど、エゾシカによる農林業被害は依然として深刻な状況にある。 令和<u>2</u>年度は、全被害額の<u>99%</u>が農業被害で、被害作物は牧草が被害額の約半分を占めるほか、水稲、てん菜（ビート）、<u>ばれいしょ、デントコーン</u>、<u>根菜類</u>と続いている。</p>	<p>これ以降、農林業被害額は減少傾向にあったが、第5期計画期間中は減少が鈍化、令和<u>元</u>年度の被害額も <u>38</u>億円と高水準にあるなど、エゾシカによる農林業被害は依然として深刻な状況にある。 令和<u>元</u>年度は、全被害額の<u>99%</u>が農業被害で、被害作物は牧草が被害額の約半分を占めるほか、水稲、てん菜（ビート）、<u>デントコーン</u>、<u>ばれいしょ</u>、<u>根菜類</u>と続いている。</p>
	<p>第1章の4の(4) ア 東部地域 【農林業被害の特徴】 (6頁、19行目)</p>	<p>…令和<u>2</u>年度は <u>25</u>億円となった。</p>	<p>…令和<u>元</u>年度は <u>24</u>億円となった。</p>
	<p>第1章の4の(4) イ 北部地域 【農林業被害の特徴】 (6頁、下から9行目)</p>	<p>…令和<u>2</u>年度は <u>6.8</u>億円となった。</p>	<p>…令和<u>元</u>年度は <u>5.5</u>億円となった。</p>
	<p>第1章の4の(4) エ 南部地域 【農林業被害の特徴】 (7頁、下から4行目)</p>	<p>…令和<u>2</u>年度では <u>2.1</u>億円となっている。</p>	<p>…令和<u>元</u>年度では約 <u>1.2</u>億円となっている。</p>

2 素案（修正案） 別添のとおり

3 今後のスケジュール

年 月	内 容
令和3年12月	パブリックコメント（1ヶ月） 関係機関意見照会
令和4年 2月	パブリックコメント等結果公表 道案決定 環境大臣協議
令和4年 3月	成案決定・公表